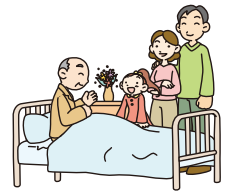


平成25年度の介護保険料

65歳以上の人の介護保険料(年額)は、本年度の市民税課税状況や、4月1日(年度途中で資格を取得した場合は資格取得日)現在での世帯状況などに基づいて、下表のとおり11段階となっています。

また、平成25年度納入通知書(介護保険料額決定通知書)を7月に送付します。介護保険料は、介護保険を運営するための大切な財源です。安心してサービスを利用できるようご理解をお願いします。



介護保険料(平成24~26年度)

所得段階	所得などの条件	算定式 (第6段階が基準額)	保険料(年額)
第1段階	生活保護を受給している人 または本人と世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給している人	基準額×0.48	32,770円
第2段階	本人と世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.48	32,770円
第3段階	本人と世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え、120万円以下の人	基準額×0.73	49,840円
第4段階	本人と世帯全員が市民税非課税で、第2段階・第3段階以外の人	基準額×0.75	51,210円
第5段階	本人が市民税非課税、かつ世帯の中に市民税課税者がある人で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.87	59,400円
第6段階	本人が市民税非課税、かつ世帯の中に市民税課税者がある人で、第5段階以外の人	基準額×1.00	68,280円 (基準額)
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円未満の人	基準額×1.25	85,350円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円以上、250万円未満の人	基準額×1.50	102,420円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が250万円以上、500万円未満の人	基準額×1.70	116,070円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上、750万円未満の人	基準額×1.85	126,310円
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が750万円以上の人	基準額×2.00	136,560円

平成25年度納入通知書(介護保険料額決定通知書)



介護保険料「特別徴収」
仮徴収額を調整します

4月・6月・8月の保険料額は仮徴収額として既に通知していますが、各月の保険料額が年間を通してできるだけ均等な額となるように、8月の年金から差し引く保険料を調整し、納付額の平準化を図ります。「平成25年度納入通知書(介護保険料額決定通知書)」の本年度8月の保険料額が、既に通知している額と異

なるのは、この「平準化」によるものです。今年度決定した保険料の年額が変わるものではありませんので、ご理解をお願いします。

※5月以降に確定申告を行った場合など、8月以降の納付額が均等にならないことがあります。ご了承ください。

例：平成24・25年度の所得段階が第6段階に該当する人の場合 単位：円

年度	仮徴収額			本徴収額			年額
	4月	6月	8月	10月	12月	2月	
平成24年度	14,700	14,700	9,700	9,780	9,700	9,700	68,280

年度	仮徴収額			本徴収額			年額
	4月	6月	8月	10月	12月	2月	
平成25年度	9,700	9,700	12,200	12,280	12,200	12,200	68,280

8月以降の保険料額の計算は… {年額68,280円 - (4月分9,700円 + 6月分9,700円)} ÷ 4 = 12,200円
※100円未満の端数は10月にまどめます。